外国人技能実習機構ロゴマーク使用要領

令和4年2月15日 外国人技能実習機構総務部

- 第1条(本要領の目的)この要領は、外国人技能実習機構(以下「機構」という。)及び機構職員以外の第三者が外国人技能実習機構ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。
- 第2条(使用制限)機構及び機構職員以外の第三者は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、ロゴマークを使用することはできない。
 - (1)機構から依頼を受けてロゴマーク入りの物品等を製作する場合
 - (2)機構の委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、機構の委託を受けていることを、ロゴマークを用いて表示する場合
 - (3)機構が共催又は参加する行事や、後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において製作する資料や物品に、機構が共催等を行うことを、ロゴマークを用いて表示する場合(営利を主たる目的としないものに限る。)
 - (4)機構が公表した資料の転載等を行う際に、ロゴマークが含まれている場合
 - (5) ロゴマークを使用して機構ホームページにリンクさせる場合
 - (6) 前二号に該当する場合のほか、機構の広報活動に資する場合であって、 機構総務部企画・広報課長(以下「企画・広報課長」という。)がその使 用を認めた場合
- 第3条(使用の中止等)ロゴマークの使用に関し、前条各号に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、企画・広報課長はその使用を差し止めることができる。
- 第4条(申請)機構及び機構職員以外の第三者が、第2条第6号の規定によりロゴマークを使用しようとする場合は、使用を開始する日の10日前(土日・祝日を除く。)までに外国人技能実習機構ロゴマーク使用申請書(別紙様式1)を企画・広報課長に提出しなければならない。

- 2 企画・広報課長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適 当と認められる場合には、外国人技能実習機構ロゴマーク使用許可書(別紙 様式2)を交付する。
- 3 企画・広報課長は前項の外国人技能実習機構ロゴマーク使用許可書を交付する場合に、ロゴマークの使用に関する条件を付すことができる。
- 第5条(許可の内容の変更)前条の許可の内容に変更が生じる場合には、速やか に、外国人技能実習機構ロゴマーク使用変更申請書(別紙様式3)を企画・広 報課長に提出しなければならない。
- 2 企画・広報課長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適 当と認められる場合には 外国人技能実習機構ロゴマーク使用変更許可書(別 紙様式4)を交付する。
- 第6条(使用物品等の提出)第4条第2項の規定によりロゴマークの使用許可を受けた者又は前条第2項の規定によりロゴマークの使用変更許可を受けた者は、使用後に遅滞なく使用物品等の現物、写真又はコピーを提出するものとする。
- 第7条(使用許可の取消し)企画・広報課長は、第4条第2項の規定によりロゴマークの使用許可を受けた者又は第5条第2項の規定によりロゴマークの使用変更許可を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることができる。
 - (1) 使用許可の際に付した条件又は本要領に違反したとき
 - (2) 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき
 - (3) その他企画・広報課長が必要と認めたとき
- 第8条(使用料)ロゴマークの使用料については、無料とする。
- 第9条(ロゴマークに関わる権利) ロゴマークに関する一切の権利は、機構に帰属する。
- 第10条(要領の改定)この要領は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。
- 第11条(施行)この要領は、令和4年2月15日から施行する。

外国人技能実習機構ロゴマーク使用申請書

令和 年 月 日

外国人技能実習機構企画・広報課長 殿

(申請者)住所名称代表者

外国人技能実習機構ロゴマークを下記により使用したいので申請します。

記

- 1. 使用の目的
- 2. 使用方法(媒体を使用する場合はその媒体名等を含む)
- 3. 使用期間
- 4. 連絡先(氏名、役職、連絡先)
 - (注) ロゴマークの使用に関する企画書、収支見込みが確認できる書類及び 参考となる資料(見本、会社概要等)を添付して下さい。

文 書 番 号 令和 年 月 日

外国人技能実習機構ロゴマーク使用許可書

殿

外国人技能実習機構企画・広報課長

令和 年 月 日付けで申請のあった外国人技能実習機構ロゴマーク使用については、これを許可します。使用の際は、下記使用方法を必ず遵守して下さい。

記

- 1 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- 2 使用条件に違反してロゴマークを使用した場合、ロゴマーク使用許可申請の内容に虚偽があることが判明した場合、その他外国人技能実習機構が必要と認める場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることがあること。

外国人技能実習機構ロゴマーク使用変更申請書

令和 年 月 日

外国人技能実習機構企画 · 広報課長 殿

(申請者)

住所

名称

代表者

外国人技能実習機構ロゴマークの使用に当たり、次のとおり変更したいので申 請します。

記

1. 変更内容

(変更前)

(変更後)

- 2. 連絡先(氏名、役職、連絡先)
 - (注) ロゴマークの使用に関する企画書、収支見込みが確認できる書類及び 参考となる資料(見本、会社概要等)を添付して下さい。

文書番号 令和年月日

外国人技能実習機構ロゴマーク使用変更許可書

殿

外国人技能実習機構企画·広報課長

令和 年 月 日付けで申請のあった外国人技能実習機構ロゴマーク使用変更については、これを許可します。使用の際は、下記使用方法を必ず遵守して下さい。

記

- 1 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- 2 使用条件に違反してロゴマークを使用した場合、ロゴマーク使用許可申請の内容に虚偽があることが判明した場合、その他外国人技能実習機構が必要と認める場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることがあること。